

議案第 20 号

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 26 年 3 月 4 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町福祉医療費助成条例（平成24年多可町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「同法附則第5条の4の2第5項」を「同法附則第5条の4の2第6項」に改める。

第3条第1項第5号を次のように改める。

(5) 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者については、次のとおりとする。

ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者の前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する額のうち、児童扶養手当の全部が支給される額以下であること（低所得者である場合には、児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること）。

イ 母子家庭の母及び父子家庭の父が、当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、主として母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する等（以下「生計維持者」という。）の前年の所得が、前アに規定する額以下であること。

ウ 母子家庭の児童、父子家庭の児童及び遺児については、母子家庭の母、父子家庭の父、養育者（養育者がいない場合は当該遺児）及び生計維持者の前年の所得が、児童扶養手当法第9条に規定する額のうち、児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること。

エ 児童が、前ア、イ若しくはウに該当する母子家庭の母、父子家

庭の父、養育者及び生計維持者に監護又は養育されているとき。
第4条第1項第1号中「100分の20（所得を有しない者である場合には、100分の10）」を「100分の20」に改め、「8,000円を超えるときは8,000円」を「12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときには8,000円）」に改め、「24,600円を超えるときは24,600円」を「35,400円を超えるときは35,400円」に改める。

第4条第1項第6号ア中「600円」を「800円」に改め、同号イ中「2,400円」を「3,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の多可町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（助成の特例）

- 3 平成26年7月1日から平成31年6月30日までの間、平成26年7月1日改正前の老人の助成対象者の要件を備える者に支給する老人の福祉医療費は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20（所得を有しない者である場合には、100分の10）に相当する額を一部負担金として控除した額とする。ただし、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が24,600円を超えるときは24,600円（所得を有しな

い者である場合には、15,000円を超えるときには15,000円)とする。

この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

4 町長は、特別の理由があると認められるときは、この事業の助成の特例の対象とすることができるものとする。

5 第3項に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

6 町長は、第3項に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>第1条～第3条第1項第1号（略）</p> <p>(2) 障害者については、障害者及び配偶者並びに障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその障害者の生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに<u>同法附則第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。</u>）の合計額が23万5千円未満であること。</p> <p>第3条第1項第3号～第4号（略）</p> <p><u>(5) 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者の前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する額のうち、児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること。</u></p> <p><u>イ 母子家庭の母及び父子家庭の父が、当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、主として母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する等（以下「生計維持者」という。）の前年の所得が、前アに規定する額未満であること。</u></p>	<p>第1条～第3条第1項第1号（略）</p> <p>(2) 障害者については、障害者及び配偶者並びに障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその障害者の生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに<u>同法附則第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。</u>）の合計額が23万5千円未満であること。</p> <p>第3条第1項第3号～第4号（略）</p> <p><u>(5) 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者の前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する額のうち、児童扶養手当の全部が支給される額以下であること（低所得者である場合には、児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること）。</u></p> <p><u>イ 母子家庭の母及び父子家庭の父が、当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、主として母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する等（以下「生計維持者」という。）の前年の所得が、前アに規定する額以下であること。</u></p>

現 行	改 正
<p>ウ 児童が、前ア若しくはイに該当する母子家庭の母、父子家庭の父、<u>養育者及び生計維持者に監護又は養育されているとき。</u></p> <p>第3条第2項（略）</p> <p>第4条 町長は、町の区域内に住所を有する老人、障害者、高齢障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、当該老人、障害者、高齢障害者、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者に対し、次の各号により算定した額を福祉医療費として支給する。</p> <p>(1) 老人の福祉医療費は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の<u>100分の20(所得を有しない者である場合には、100分の10)</u>に相当する額を一部負担金として控除した額とする。ただし、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が<u>8,000円を超えるときは8,000円</u>とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が<u>24,600円を超えるときは24,600円</u>（所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときには15,000円）とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。</p>	<p>ウ 母子家庭の児童、父子家庭の児童及び遺児については、母子家庭の母、父子家庭の父、養育者（養育者がいない場合は当該遺児）及び生計維持者の前年の所得が、児童扶養手当法第9条に規定する額のうち、<u>児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること。</u></p> <p>エ 児童が、前ア、イ若しくはウに該当する母子家庭の母、父子家庭の父、養育者及び生計維持者に監護又は養育されているとき。</p> <p>第3条第2項（略）</p> <p>第4条 町長は、町の区域内に住所を有する老人、障害者、高齢障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、当該老人、障害者、高齢障害者、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者に対し、次の各号により算定した額を福祉医療費として支給する。</p> <p>(1) 老人の福祉医療費は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の<u>100分の20</u>に相当する額を一部負担金として控除した額とする。ただし、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が<u>12,000円を超えるときは12,000円</u>（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときには8,000円）とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が<u>35,400円を超えるときは35,400円</u>（所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときには15,000円）とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。</p>

現 行	改 正
<p>第4条第1項第2号～第5号（略）</p> <p>（6） 母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費は、それぞれの疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき<u>600円</u>（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては<u>2,400円</u>（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。</p>	<p>第4条第1項第2号～第5号（略）</p> <p>（6） 母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費は、それぞれの疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき<u>800円</u>（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては<u>3,200円</u>（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。</p>
<p>第4条第2項～第10条（略）</p>	<p>第4条第2項～第10条（略）</p>